

議案第84号

幕別町議会議員及び幕別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

幕別町議会議員及び幕別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和3年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の幕別町議会議員及び幕別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条及び第11条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。